

「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

- 1 平成27年第2回定例会で「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」が改正されました。
- 2 主な改正内容
 - (1) 身体障害者福祉センターを全ての障害者が利用できる施設として位置づけました。
 - (2) 「流山市身体障害者福祉センター」から「流山市障害者福祉センター」に名称を改めました。
 - (3) 第6章第25条障害者福祉センターの目的及び業務の「(2) 講演会等のための場所の提供に関すること。」を「(2) 講演会等の実施及び場所の提供に関すること。」に改め、市の業務目的を明確にしました。
- 3 留意事項
 - (1) 現在利用されている身体障害者に対する講座や講習会等のサービスはしっかり確保し、サービスの低下が起こらないようにすることとします。
 - (2) 指定管理再選定に係る仕様書の見直しを行います。